東京都精密検査実施医療機関リスト掲載基準（胃がん）

１　精密検査及び治療の実施

胃がん検診の精密検査実施医療機関（以下「精検機関」という）は、精密検査及び治療の実施について、以下の全てを満たす必要がある。

（１）要精検者に対して胃内視鏡検査（上部消化管内視鏡検査）及び診断[注1]を行うこと

（２）胃がんと診断された場合は速やかに治療を行える、若しくは速やかに治療医と連携が取れること

注１：必要に応じて、要精検者に対して鉗子生検を実施すること。また、インジゴカルミンやヨード染色、画像強調機能が実施可能であることが望ましい。

２　精検機関の基準

（１）検査医は、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。
- ア　日本消化器がん検診学会総合認定医・認定医
- イ　日本消化器内視鏡学会専門医
- ウ　日本消化器病学会専門医

（２）検査医は、年１回以上、以下のいずれか１つ以上に参加する必要がある。
- ア　都道府県又は区市町村、胃内視鏡検診運営委員会、医師会などが主催する研修会
- イ　胃がん検診関連学会（日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会）

（３）検査機器は、以下の全てを満たす必要がある。
- ア　内視鏡機器[注2]
 デジタル画像を保存・提出できる装置を備えていること
- イ　洗浄・消毒機器
 自動洗浄消毒装置を備え、高水準消毒[注3]が可能であること

（４）診療体制は、以下の全てを満たす必要がある。
- ア　最低１名以上の常勤医が、検査体制の把握・管理に関与すること
- イ　出血や穿孔などに迅速に対応できる体制を構築していること
 （救急処置可能な医師・看護師の配置、近隣医療機関との連携など）

注２：内視鏡スコープは通常径・細径・メーカーを問わない

注３：機能水を使用する場合は、日本機能水学会の使用手引きに準拠した管理方法を実施すること

３　結果報告と記録整備

受診者への精密検査結果[注4]の通知・説明及び区市町村又は検診実施機関への結果報告は、

検診の精度管理に極めて重要であるので、それぞれの診断区分に応じて以下のように報告[注5]し、適切に記録・保管すること。

（１）異常なしの場合
診断の結果、異常がない（食道がん、十二指腸がん等の胃部以外の疾患を含む）場合は、区市町村又は検診実施機関へ速やかに報告し、適切に記録・保管すること

（２）胃がんが確定した場合
精密検査で胃がんと診断された場合、がんの浸潤度合い（粘膜内、粘膜下層、進行がん）を記入し、区市町村又は検診実施機関へ精密検査受診後遅くとも１２週間以内に報告[注6]し、適切に記録・保管すること

（３）胃がん疑い又は未確定の場合
経過観察と判断された場合も同様に、区市町村又は検診実施機関へ精密検査受診後遅くとも１２週間以内に報告[注6]し、適切に記録・保管すること

（４）胃がん以外の胃部の疾患があった場合
胃がん以外の胃部の疾患があった場合、区市町村又は検診実施機関へ精密検査受診後遅くとも１２週間以内に報告[注6]し、適切に記録・保管すること

注４：精密検査結果とは、診断のために行われた検査の種類、診断区分、検査時の偶発症の有無等をいう
注５：精密検査結果の報告は、受診者個人の同意がなくても区市町村又は検診実施機関に対して提供できる
（個人情報保護の例外事項として認められている）
注６：報告後に診断区分や最終病理結果・病期が変更になった場合には、再度報告することが望ましい

４　精度管理

精度管理は責任医師が積極的に行うこと

（１）　精検機関の担当者は、地域における精度管理活動[注7]に定期的に参加するよう努めること

（２）　確定診断及び治療を他施設と連携して行った場合は、その最終結果を必ず把握すること

注７：区市町村や医師会等が主催するカンファレンス等

５　掲載基準の遵守義務

東京都精密検査実施医療機関リスト（以下「リスト」という）に掲載された精検機関は、以上の基準を遵守する。リスト掲載期間中に、認定の失効等でこの基準を満たさなくなった精検機関は、速やかに東京都にその旨を報告し、基準を満たす努力を行うこと。

以　上